**ＦＡＸ送信のご案内**

**送　信　者　　〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**送　信　日　　令和６年　　月　　日**

**送　信　先　　西村謄写館　御中**

**ＦＡＸ番号　　０６－６４５５－２２８０**

**送信枚数　　　　　　枚（送付状含む）**

**送信書類　　　謄写申請書　　　　　　　　　　１頁**

**頁**

**注意事項**　　**（１）スキャンして外部電磁的記録媒体へ謄写願います。**

**（２）弊所まで郵送して下さい。郵送料金は別途ご請求下さい。**

**（３）謄写料金が1万円を超える場合にはご連絡下さい。**

**(謄写をお願いするのか再検討させて下さい。)**

|  |
| --- |
| **社内使用欄**  **（１）起訴後に、検察庁から検察官請求証拠が準備できたと電話で連絡が入る。その後に検察庁に刑事記録を謄写申請する。**  **（２）謄写申請書は法テラスからＦＡＸされてくる書類の中にある。ＯＰＯ謄写センター用の申請書を使ってもよい。**  **（３）謄写申請書をＦＡＸする。記録は郵送されてくる。代金は振込で支払う。**  **（４）国選弁護人選任書の写しをFAXすることが必要です。追起訴の事案では、国選弁護人選任書の写し及び起訴状の写しは不要であるが、併合決定書の写し（のＦＡＸ）で足りる。また、任意開示のように追加で証拠請求する場合には、国選弁護人選任書の写しは不要です。**  **（５）法テラスへの報酬請求に使うので領収書はコピーして法テラスの報酬請求の書類と一緒に保管する。**  **（６）堺支部、岸和田支部の事件は西村謄写館（電話・FAX０６－６４５５－２２８０）に依頼する必要がある。** |

